

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	北海道勇払郡追分町
意見の要点	<p>1 株式会社は、短期収益に基づき経営判断することが求められ、また、株主の意向等により経営方針の変更が容易に行われやすいことから、農業経営の採算性が悪い場合に、農業経営が中止され、農地の遊休化を招きやすくなるのではないかと懸念されている。</p> <p>2 地域農業の特色から、水管理・土地利用をはじめとする調整や無償での共同出役等が行われているが、採算性を重視する株式会社がこうした農村現場での調和を図っていけるか疑問である。</p> <p>3 一般的に零細で分散した農地所有・利用が行われている中、新規参入する株式会社が円滑に農地の利用集積を行えるのか。</p>
意見に対する回答	<p>今回、農業生産法人以外の法人による農業参入を認めるに当たっては、法人の営農中止による農地の遊休化や地域の土地利用・水管理の混乱といった事態に対する懸念を払拭するため、農地の権利取得は、地方公共団体又は農地保有合理化法人からの使用貸借による権利又は賃借権の設定に限定、地方公共団体等と参入法人との間でその行う農業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な事項を内容とする協定を締結、参入法人の役員のうち一人以上は農業に常時従事といった仕組みをとっています。</p> <p>したがって、前述のような懸念については、地方公共団体等と間で協定が締結され、これが遵守されることにより、参入法人による営農の継続性や地域の農業者との調和は確保することが可能と考えます。また、万一、営農中止等により農地が遊休化した場合や協定で定めた役割分担が守られない場合等には、最終的には、実施主体の判断として賃貸借の解除等の措置を講じることで事態の解消を図ることができるものと考えます。</p> <p>また、株式会社が円滑に農地の利用集積を行えるかどうかは、地域における農地の権利関係の状況や地方公共団体等の取組いかんによるものであると考えます。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	兵庫県市島町
意見の要点	<p>1 地方公共団体が特定事業の実施主体となる場合において、農地保有合理化法人と同様の事業規程が必要とされるのか。</p> <p>2 農地の「相当程度」の判断はどのように行うのか。また、一定の判断基準(ガイドライン等)が示されるのか。あるいは、地方公共団体の独自の判断基準で認められるのか。</p> <p>3 常時従事者の判定は、農地法施行規則第1条の7と同様の判定基準となるのか。</p>
意見に対する回答	<p>1 地方公共団体が事業規程を定める必要はありません。</p> <p>2 「相当程度」の判断については、「地方公共団体の自発性を最大限尊重」という構造改革特別区域法の趣旨に鑑み、地域の農地の利用状況や担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体がその区域の特性に応じて判断することを基本としており、区域の設定に関し国が一律の基準を示すことは考えていません。このため、地方公共団体において「相当程度」と認められた根拠等を明らかにした上で区域の設定を行うこととなります。</p> <p>3 常時従事者の判定は、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあっては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとします。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	北海道登別市観光経済部農林水産課
意見の要点	<p>1 農地法の特例措置を講じる条件として、担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であることを地方公共団体が判断し、内閣総理大臣の認定を申請することとしているが、その具体的な認定基準を示されたい。</p> <p>2 市町村が農地保有合理化法人にならずとも農地の取得ができると解釈してよいのか伺いたい。</p>
意見に対する回答	<p>1 構造改革特別区域の設定については、「地方公共団体の自発性を最大限尊重」という構造改革特別区域法の趣旨に鑑み、地域の農地の利用状況や担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体がその区域の特性に応じて判断することを基本としており、区域の設定に関し国が一律の基準を示すことは考えていません。このため、地方公共団体において「相当程度」と認めた根拠等を明らかにした上で区域の設定を行うこととなります。</p> <p>2 貴見のとおりです。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	岩手県
意見の要点	<p>1 「相当程度」の判断基準は、国が一定の基準を出すのではなく、各地方公共団体が独自に定めればよいと解してよいか。</p> <p>2 参入法人と市町村等との間で締結する協定の具体的な内容は地方公共団体が定めてよいか。省令で定める内容よりさらに詳しい試案、あるいは記載例、技術的助言などが定められるのか。</p> <p>3 「同意の要件」の欄が空欄となっていることから、地方公共団体の申請に対しては全て同意すると解してよいか。</p>
意見に対する回答	<p>1 「相当程度」の判断については、「地方公共団体の自発性を最大限尊重」という構造改革特別区域法の趣旨に鑑み、地域の農地の利用状況や担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体がその区域の特性に応じて判断することを基本としており、区域の設定に関し国が一律の基準を示すことは考えていません。地方公共団体において「相当程度」と認めた根拠等を明らかにした上で区域の設定を行ってください。</p> <p>2 協定の内容については、農林水産省令において、法人の行う農業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要と思われる基本的な事項のみを定めることとしており、その具体的な内容については、地域の特性等に応じて各地方公共団体において定めることが適当であると考えています。このため、省令以上の詳細な事項をお示しすることは考えておりません。</p> <p>3 構造改革特別区域法第4条第9項において、法律による規制の特例事項については、同法第4章で定めるところに適合する場合に同意するものと規定されています。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	山梨県企画部総合政策室
意見の要点	「耕作又は養畜の事業に常時従事」の具体的内容、判断基準について御教示願いたい。
意見に対する回答	常時従事者の判定は、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあっては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとします。
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	千葉県商工労働部経済政策課
意見の要点	<p>1 いわゆる遊休農地が「相当程度」存在する判断を地方公共団体にゆだねているが、この判断基準はどのように行うのか。</p> <p>2 認定を受けた地方公共団体と特定事業の実施主体が締結する協定の内容のうち、「地域内の他の農業者との役割分担に関する事項」とは、具体的(例示等)には、どのようなことか。</p>
意見に対する回答	<p>1 経営耕地面積に占める遊休農地面積の割合等の客観的な指標のみによるのではなく、構造改革特別区域を設定する地域の農地の利用状況や担い手の状況等その区域の特性を総合的に考慮して判断されるものと考えています。</p> <p>2 例えば、水田農業の土地利用や水管理における共同出役等に関し、参入法人が行う作業分担についての取り決めのほか、参入法人と他の農業者の連携による販路開拓等についての取り決め、地域農業の振興に資する参入法人の作目選定等に関する取り決めなどを想定しています。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	静岡県企画部政策企画室
意見の要点	<p>1 役員の常時従事の要件については、農業生産法人以外の法人による農業参入を促す上で必要な事項であるか検討が必要である。また、常時従事の判断基準を明確化する必要がある。</p> <p>2 協定内容のうち「地域内の他の農業者との役割分担に関する事項」とあるが、水田管理等においては役割分担が想定されるが、施設園芸などにおいては役割分担が想定されない場合があり、作目によっては必要ではない項目と考えられる。</p>
意見に対する回答	<p>1 役員が一人以上農業に常時従事することを要件としたのは、参入法人における責任体制を明確にし、農業部門における責任者を通じ、地域との円滑な調整が図られることを確保するためであり、株式会社等の農業参入については地域の土地利用・水管理に混乱を招くとの懸念の声が依然強いことも考慮いただきご理解願います。</p> <p>また、常時従事者の判定は、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあっては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとします。</p> <p>2 例えば、水田農業の土地利用や水管理における共同出役等に関し、参入法人が行う作業分担についての取り決めのほか、参入法人と他の農業者の連携による販路開拓等についての取り決め、地域農業の振興に資する参入法人の作目選定等に関する取り決めなどを想定しています。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	茨城県企画部企画課
意見の要点	<p>1 耕作放棄地等が「相当程度」存在することについて、地方公共団体が判断するための具体的な基準が必要ではないか。</p> <p>2 その法人の行う耕作又は養畜の事業に「常時従事する」とは、「農地法関係事務に係る処理基準」に定める判断基準(年間150日以上)と同じと考えてよいか。</p> <p>3 参入する法人が締結する協定における「地域内の他の農業者との役割分担に関する事項」とは、どのようなものを想定しているのか。</p>
意見に対する回答	<p>1 「相当程度」の判断については、「地方公共団体の自発性を最大限尊重」という構造改革特別区域法の趣旨に鑑み、地域の農地の利用状況や担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体がその区域の特性に応じて判断することを基本としており、区域の設定に関し国が一律の基準を示すことは考えていません。このため、地方公共団体において「相当程度」と認められた根拠等を明らかにした上で区域の設定を行うこととなります。</p> <p>2 常時従事者の判定は、農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあっては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとします。</p> <p>3 例えば、水田農業の土地利用や水管理における共同出役等に関し、参入法人が行う作業分担についての取り決めのほか、参入法人と他の農業者の連携による販路開拓等についての取り決め、地域農業の振興に資する参入法人の作目選定等に関する取り決めなどを想定しています。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1001
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農業生産法人以外の法人の農業への参入を容認
意見提出者名	埼玉県総合政策部改革政策局
意見の要点	地方公共団体等と締結する協定の具体的な内容や記載方法を含めた様式を示されたい。
意見に対する回答	協定の内容については、農林水産省令において、法人の行う農業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要と思われる基本的な事項のみを定めることとしており、その具体的な内容については、地域の特性等に応じて各地方公共団体において定めることが適当であると考えています。このため、省令以上の詳細な事項をお示しすることは考えておりません。
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1002
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大
意見提出者名	岩手県
意見の要点	<p>1 「相当程度」の判断基準は、国が一定の基準を出すのではなく、各地方公共団体が独自に定めればよいと解してよいか。</p> <p>2 特定事業の実施主体と市町村等との間で締結する協定の具体的な内容は地方公共団体が定めてよいか。省令で定める内容よりさらに詳しい試案、あるいは記載例、技術的助言などが定められるのか。</p> <p>3 「同意の要件」の欄が空欄となっていることから、地方公共団体の申請に対しては全て同意すると解してよいか。</p>
意見に対する回答	<p>1 「相当程度」の判断については、「地方公共団体の自発性を最大限尊重」という構造改革特別区域法の趣旨に鑑み、地域の農地の利用状況や担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体はその区域の特性に応じて判断することを基本としており、区域の設定に関し国が一律の基準を示すことは考えていません。地方公共団体において「相当程度」と認めた根拠等を明らかにした上で区域の設定を行ってください。</p> <p>2 協定の内容については、特定事業の用に供する農地に係る特定農地貸付けの承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特定事業の実施に当たって合意しておくべき基本的な事項のみを農林水産省令で定めることとしており、その具体的な内容については、地域の特性等に応じて各地方公共団体において定めることが適当であると考えています。このため、特例措置の運用に係る準則について、法律、省令以上の事項をお示しすることは考えておりません。</p> <p>3 構造改革特別区域法第4条第9項において、法律による規制の特例事項については、同法第4章で定めるところに適合する場合に同意するものと規定されています。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1002
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大
意見提出者名	茨城県企画部企画課
意見の要点	耕作放棄地等が「相当程度」存在することについて、地方公共団体が判断するための具体的な基準が必要ではないか。
意見に対する回答	「相当程度」の判断については、「地方公共団体の自発性を最大限尊重」という構造改革特別区域法の趣旨に鑑み、地域の農地の利用状況や担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体がその区域の特性に応じて判断することを基本としており、区域の設定に関し国が一律の基準を示すことは考えていません。このため、地方公共団体において「相当程度」と認められた根拠等を明らかにした上で区域の設定を行うこととなります。
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1002
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大
意見提出者名	埼玉県総合政策部改革政策局
意見の要点	特定事業の実施主体が、地方公共団体等と締結する協定の具体的な内容や記載方法を含めた様式を示されたい。
意見に対する回答	協定の内容については、特定事業の用に供する農地に係る特定農地貸付けの承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特定事業の実施に当たって合意しておくべき基本的な事項のみを農林水産省令で定めることとしており、その具体的な内容については、地域の特性等に応じて各地方公共団体において定めることが適当であると考えています。このため、特例措置の運用に係る準則について、法律、省令以上の事項をお示しすることは考えておりません。
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1002
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大
意見提出者名	神奈川県京浜臨海部対策課
意見の要点	<p>特例措置の内容の記述のうち、「なお、上記に掲げる「相当程度」存在するとは、<u>農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要であると認められることを指すものであるが、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体において判断することができる。</u>」</p> <p>上記の下線部分()について、判断基準をより明確にしておくべきではないか。</p> <p>そのため、上記()部分を(案)「……、具体的には、地域の農地の利用状況、担い手の状況等が、<u>周辺地域に比べ、より深刻な状況にあると地方公共団体が判断できる場合とする。</u>」のような記述にしてはどうか。</p>
意見に対する回答	<p>「相当程度」の判断については、「地方公共団体の自発性を最大限尊重」するという構造改革特別区域法の趣旨に鑑み、地域の農地の利用状況や担い手の状況等を踏まえ、地方公共団体はその区域の特性に応じて判断することを基本としており、区域の設定に関し国が一律の基準を示すことは考えていません。このため、地方公共団体において「相当程度」と認められた根拠等を明らかにした上で区域の設定を行う必要があります。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1002
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大
意見提出者名	神奈川県横浜市企画局企画課
意見の要点	<p>1 「特例措置の内容」の中、「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めた場合、あるいは、地域の農地保全に資することができ、良好な都市環境の形成と都市の住民のレクリエーション等の用に供することができる場合、内閣総理大臣……」とすべきである。</p> <p>2 「想定対象地域」の中、「担い手不足、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要な地域、あるいは、地域の農地保全に資することができ、良好な都市環境の形成と都市の住民のレクリエーション等の用に供することが必要な地域と地方公共団体が認めた地域。」とすべきである。</p>
意見に対する回答	<p>「特例措置の内容」は、法第23条において「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めた場合」と規定しており、この要件に合致する必要があります。従って、ご提案のありました追加の記載はできません。</p> <p>「想定対象地域」についても、同様です。</p>
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1002
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大
意見提出者名	静岡県企画部政策企画室
意見の要点	特例措置の内容の1のイの「...周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項」について、具体的な記載事例を示す必要がある。
意見に対する回答	協定の内容については、特定事業の用に供する農地に係る特定農地貸付けの承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法その他当該農地に係る特定事業の実施に当たって合意しておくべき基本的な事項のみを農林水産省令で定めることとしており、その具体的な内容については、地域の特性等に応じて各地方公共団体において定めることが適当であると考えています。このため、特例措置の運用に係る準則について、法律、省令以上の事項をお示しすることは考えておりません。
担当省庁名	農林水産省

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

プログラム 別表1の番号	1003
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。)の設置に係る保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、30%以上とする(現行35%以上)。
意見提出者名	滋賀県
意見の要点	(意見の概要をわかりやすく記載してください。) 1 特例措置の内容について 数パーセント程度の緩和は十分な緩和とはいえない。20%まで緩和することはできないか。住宅団地の造成である場合の割合を適用する考え方についてご教示願いたい。 2 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)について 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)の「……これに替わる施設の設置……」とあるが、ここでいう施設とはどのような機能を有する施設が明確にされたい。また、数パーセントの緩和であるならば、代替措置は必要ないものとする。
意見に対する回答	1 特例措置の内容について 保安林は、水源のかん養、災害の防備等のために特に重要な森林を指定するものであることから、転用のために指定を解除する場合であっても、これらの機能が最低限確保されるよう、解除を要する面積が一定以上のときは、30%以上の森林を残置又は造成することとしてきているところである。今回の措置は、保安林の有する環境の保全の機能からみて大きな支障がないものについて要件を緩和するものであり、保安林の指定の目的の達成のために必要なものとしている最低限の基準を緩和することは適当ではない。 2 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)について 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)は課さないこととした。
担当省庁名	農林水産省林野庁

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

<p>プログラム 別表1の番号</p>	<p>1003</p>
<p>構造改革特別区において実施可能な特例措置</p>	<p>地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。)の設置に係る保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、30%以上とする(現行35%以上)。</p>
<p>意見提出者名</p>	<p>神奈川県 京浜臨海部対策課</p>
<p>意見の要点</p>	<p>(意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <p>1 特例措置の内容について</p> <p>学校施設も無制限に許されるものではなく、特定することは必要である。地域社会の生活環境の保全上、環境を著しく悪化させるおそれのあるものは、学校施設でも除外するのが当然である。</p> <p>良好な学園施設の環境を保全するためには、緑地率は強化すべきである。残置森林、造成森林の割合は下げる必要はない。</p> <p>2 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)について</p> <p>代替する保安林の指定については、流域保全上行われる場合もあるが、むしろ開発後の周辺森林の環境を保全し、修復するため、残置森林や造成した森林を保全するため行われるべきであり、失われる保安林や設置される施設に直接関係のない代替保安林の指定については意味がない。</p>
<p>意見に対する回答</p>	<p>1 特例措置の内容について</p> <p>「実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。」こととしている。</p> <p>保安林は、水源のかん養、災害の防備等のために特に重要な森林を指定するものであることから、転用のために指定を解除する場合にあっても、これらの機能が最低限確保されるよう、解除を要する面積が一定以上のときは、30%以上の森林を残置又は造成することとしてきているところである。</p>

	<p>今回の措置は、地域の環境の保全も考慮した上で、構造改革特別区域計画の達成に必要と認められるものについて、保安林の有する環境の保全の機能からみて大きな支障がないものとして要件を緩和するものであり、保安林の指定の目的の達成のために必要なものとしている最低限の基準を緩和することは適当ではないと考えている。</p> <p>2 同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）について同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）は、課さないこととした。</p>
担当省庁名	農林水産省林野庁

(様式)構造改革特別区域基本方針原案(特例部分)に対する一般からの意見に対する回答

<p>プログラム 別表1の番号</p>	<p>1004</p>
<p>構造改革特別区において実施可能な特例措置</p>	<p>地域の活性化を図るための核として実施する事業(スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。)につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しない。</p>
<p>意見提出者名</p>	<p>神奈川県 京浜臨海部対策課</p>
<p>意見の要点</p>	<p>(意見の概要をわかりやすく記載してください。)</p> <p>1 特例措置の内容について 良好な地域社会の生活環境を保全形成する上から、開発事業は構造改革特別区域計画に則り認定された事業であることが必要である。 大規模な開発に関し、「他に適地を求め得ないか、又は著しく困難」の要件を外さないとする林野庁の意見は適当である。ただし、大規模な開発の規模・内容などは明確にすることが必要である。</p> <p>2 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)について 地域社会の良好な生活環境を保全・形成を図る上から、これまで保安林が果たしてきた役割が、開発等によって失われることによる地域社会への影響を、開発する側が代替措置として補償することは必要である。とする林野庁の意見は適当である。</p>
<p>意見に対する回答</p>	<p>1 特例措置の内容について 地域の活性化を図るための核として実施する事業を今回の措置の対象とすることとしている。 「スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるもの」を今回の措置の対象から除外することとしている。</p> <p>2 同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)について 転用によって失われる保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設の設置等は、用地要件とは別に講じるものであり、今回の措置に伴</p>

	って改めて同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）を課す必要はないものと判断した。
担当省庁名	農林水産省林野庁